

京都市密集市街地のこみち改善事業補助金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市密集市街地・細街路における防災まちづくり推進制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第20条第1項に規定する密集市街地のこみち改善事業の実施に要する費用に対する補助金及び協力金（以下「補助金等」という。）の交付等に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるもののほか、実施要綱において使用する用語の例による。

- (1) 2項道路 建築基準法（以下「法」という。）第42条第2項に規定する道路をいう。
- (2) 認定道路 道路法第8条の規定に基づき市道として認定された道路をいう。
- (3) 後退線 法第42条第2項の規定により道路の境界とみなされる線をいう。
- (4) 既存道 2項道路に指定された道をいう。
- (5) 交差点 2項道路と他の道路（法第42条第1項各号に規定する道路又は2項道路に限る。）が交わる部分をいう。
- (6) 後退用地 既存道と後退線にはさまれた土地をいう。
- (7) すみ切り用地 京都市建築基準条例第3条第1項の規定により建築の制限を受ける空地をいう。
- (8) 優先地区 「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」に定める「優先的に防災まちづくりを進める地区」をいう。
- (9) 元請負人 第14条第1項に基づく補助金等の交付申請を行う者から第7条各号に定める補助金の交付の対象となる工事及び手続等（以下「補助対象工事等」という。）を請け負う者をいう。
- (10) 下請契約 補助対象工事等の全部又は一部について、元請負人以外の者が実施するために締結される請負契約をいう。
- (11) 下請負人 下請契約における請負人をいう。

(補助対象道路)

第3条 密集市街地のこみち改善事業の補助金の対象となる道路（以下「補助対象道路」という。）は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものとする。

- (1) 元出水学区（住民福祉連合協議会等の元学区を単位とする自治組織の区域をいう。）内に存する2項道路であること。
- (2) 既存道が認定道路であること、又は認定道路を含むこと。
- (3) 第14条第1項に基づく交付申請前10年以内に、この要綱に基づく補助金のほかに、国又は地方公共団体から後退用地の分筆に要する測量（以下「分筆測量」という。）、分筆登記又は道路整備に係る補助を受けていない道路であること。

（整備の要件）

第4条 補助対象道路は、京都市道路認定基準（私有道路等）第8条に規定する条件を満たす構造に適合するよう整備しなければならない。

（後退用地の取扱い）

第5条 後退用地（既存道に認定道路以外の土地がある場合は、当該土地を含む。以下、同じ。）の土地の所有者は、後退用地の全部を本市に寄付するものとする。

2 前項に規定する寄付を行おうとする土地の所有者は、道路整備完了までに、後退用地の分筆測量を行い、市長に対し、寄付申出を行わなければならない。

（補助対象者）

第6条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、後退用地の土地の所有者又は当該所有者の同意を得た者とする。

（補助対象工事等）

第7条 補助対象工事等は、補助対象道路における次の各号に掲げる工事等とする。

（1）道路整備に係る次に掲げる工事

ア 既存道内の舗装、側溝、側溝蓋、集水桝及び縁石等の撤去並びにこれに付随する工事

イ 後退用地内の舗装、門及び塀その他の工作物の撤去

ウ 後退用地内の雨水桝その他の設備の移設（撤去のうえ異なる位置に新設する場合を含む。）

エ 舗装（後退用地の新設に付随する工事に限る。）、側溝、側溝蓋、集水桝、道路境界石及び道路境界塀の新設並びにこれに付随する工事

オ その他市長が必要と認める工事

（2）後退用地の寄付に係る次に掲げる手続等

ア 分筆測量

イ 分筆登記

ウ その他市長が必要と認める手続等

（すみ切り用地の特例）

第8条 すみ切り用地を周辺の通行安全性向上のため補助対象道路と一体的に整備する場合は、当該すみ切り用地を補助対象道路の一部とみなして、本要綱を適用する。

（道路の拡幅整備を一定の区間で整備する場合の特例）

第9条 優先地区において、次に掲げる事業を行う場合は、第3条第1号中「元出学区（住民福祉連合協議会等の元学区を単位とする自治組織の区域をいう。）」を「優先地区」に読み替える。

（1）私道の2項道路を本事業の完了後に1の交差点から他の交差点までの区間にわたり幅員4m以上の認定道路にする場合

- (2) 交差点を一端とする一定の連続する区間（事業完了後、連続して概ね30メートル以上となるもの。）の道路を拡幅整備し認定道路にする場合
- 2 前項に掲げる事業を行う場合は、本要綱（第13条を除く。）を適用する。ただし、前項第1号に掲げる事業を行う場合にあっては、第7条第2号を除く。
- 3 第1項第1号に規定する私道を認定道路にする場合は、京都市道路認定基準（私有道路等）に規定する条件を満たすこととする。
- 4 第1項第2号の場合において、後退用地の所有権を本市に移転できない特段の理由があると市長が認めたときは、使用貸借契約によるものとする。

（寄付によりがたい場合の特例）

- 第10条 後退用地の土地の所有者が、寄付によりがたい事由がある場合は、災害時の避難、救助及び消火活動に支障のない状態となるよう維持管理を行うものであっても、第3条中「後退用地の分筆に要する測量、分筆登記又は道路整備」を「後退用地の道路整備」に読み替えるうえ、本要綱（第4条及び第5条を除く。）を適用する。
- 2 前項を行う場合にあっては、以下の規定を遵守する必要がある。
 - (1) 後退用地の舗装は、原則として別図に掲げる(1)から(4)のいずれかの仕様としなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。
 - (2) 後退用地の土地の所有者は、補助事業完了後、後退用地の全部を災害時の避難、救助及び消火活動に支障のない状態となるように維持管理を行うものとする。

（補助対象費用）

- 第11条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、補助対象工事等に要する費用とする。
- 2 補助金の交付を受ける者が消費税及び地方消費税の納税義務者である場合は、消費税及び地方消費税額（以下単に「消費税額」という。）を補助対象費用に含めることができない。ただし、消費税の納付税額の計算において、補助対象費用に含まれる消費税額を課税仕入れ等に係る消費税額に算入しない場合は、この限りでない。
 - 3 補助対象費用に消費税額を含めている場合において、この要綱に基づく補助金の交付を受けた者は、消費税の確定申告をした後速やかに、密集市街地のこみち改善事業消費税及び地方消費税の仕入控除税額等報告書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。
 - 4 補助対象費用に含まれる消費税額を課税仕入れ等に係る消費税額に算入したことが明らかとなった場合は、市長は、課税仕入れ等に係る消費税額に含まれる補助金相当額の返還を命じるものとする。

（補助金の額）

- 第12条 第7条第1号の工事を行う場合の補助金の交付額は、次の各号に掲げる額のいずれか少ない額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- (1) 補助対象費用

(2) 別表 1 に掲げる区分に応じて算定した額

2 第 7 条第 2 号の手続等を行う場合の補助金の交付額は、次の各号に掲げる額のいずれか少ない額とする。ただし、その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 補助対象費用

(2) 別表 2 に掲げる区分に応じて算定した額

3 複数の敷地にまたがって事業を行う場合においては、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず補助金の交付額は、次の各号に掲げる額のいずれか少ない額とする。ただし、その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 補助対象費用

(2) 敷地の数に別表 1 及び別表 2 に掲げる区分に応じて算定した額を乗じて得た額

(協力金)

第 1 3 条 市長は、第 5 条第 1 項の規定により、後退用地の寄付を受けた場合、補助対象者に対して協力金を交付するものとする。

2 市長は、第 1 0 条第 2 項第 2 号の規定により、後退用地の土地の所有者が後退用地を災害時の避難、救助及び消火活動に支障のない状態となるように維持管理を行う場合、補助対象者に対して協力金を交付するものとする。

3 前 2 項に規定する協力金の交付額は、別表 3 に掲げる算定式によって算定した額とする。ただし、その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第 1 4 条 補助金等の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事等の着手前に、条例第 9 条に基づき、密集市街地のこみち改善事業交付申請書（第 2 号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図（都市計画基本図等（縮尺 2, 5 0 0 分の 1 程度））

(2) 申請者が第 6 条の規定に適合する者であることを証する書類（交付申請前 3 箇月以内に証明されたものに限る。）

(3) 補助対象道路の周辺状況図（敷地の接道状況及び周辺状況が分かるもの。）

(4) 補助対象工事等の計画図（工事内容が分かるもの。）

(5) 補助対象工事等に要する費用の見積書の写し

(6) 補助対象工事等の着手前の状況を示す写真（補助対象道路の全景及び部位ごとの写真）及び当該写真の撮影位置が分かる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、道路法第 2 4 条の規定に基づく道路敷一部現状変更申請申請書を作成した後、遅滞なくその写しを市長に提出しなければならない。

3 第 1 項の場合において、後退用地の土地の所有者が複数存在するときは、当該所有者又は当該所有者の同意を得た者から代表申請者を選任するものとし、第 1 項各号に掲げる書類に加えて、密集市街地のこみち改善事業代表申請者選任届（第 3 号様式）を添えなければならない。

（交付の決定）

- 第15条 市長は、前条第1項の規定による密集市街地のこみち改善事業交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第3条から前条までの規定に適合していると判断した場合は、条例第10条に基づき、交付予定額を決定し、条例第12条第1項に基づき、その旨を申請者に通知する。
- 2 市長は、前条第1項の規定による密集市街地のこみち改善事業交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第3条から前条までの規定に適合していないと判断した場合は、条例第12条第2項に基づき、その旨を申請者に通知する。
- 3 第1項の通知を受けた申請者（以下「認定申請者」という。）は、当該通知を受けた日（以下「交付決定通知日」という。）から当該通知に係る工事等（契約の締結を含む。以下「補助事業」という。）に着手することができる。

（補助事業の履行期間）

- 第16条 認定申請者は、交付決定通知日の翌日から起算して6月を経過する日（当該日が交付決定通知日の属する年度の3月16日以後である場合は、当該年度の3月15日。以下「完了期限」という。）までに補助事業を完了し、実績報告を行わなければならない。
- 2 完了期限は、前項の完了期限までに補助事業を完了する見込みがない場合において、事由及び予算の執行状況を勘案し、やむを得ないと市長が認める場合は、前項の規定に関わらず当該年度の翌年度の3月15日を限度に延長することができる。

（補助事業の内容変更、休止等）

- 第17条 認定申請者は、補助対象工事等の内容又は費用の配分を変更しようとするときは、密集市街地のこみち改善事業交付決定等変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合はこの限りではない。
- (1) 第4条に掲げる整備の要件及び第7条各号に掲げる補助対象工事等に変更を生じない工事内容の変更
 - (2) 交付予定額に変更を生じない補助対象費用の変更
 - (3) その他市長が認めるもの
- 2 市長は、前項による申請を承認したときは、認定申請者に通知する。
- 3 認定申請者は、補助事業を休止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助対象事業が完了期限までに完了する見込みがないときは、密集市街地のこみち改善事業休止・廃止等報告書（第5号様式）によりその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

- 第18条 認定申請者は、補助事業が完了したときは、条例第18条第1項の規定による報告を、補助事業の完了後速やかに市長に行わなければならない。
- 2 前項の報告は、密集市街地のこみち改善事業実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる

書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 補助事業に係る請負契約書又はこれに代わる書類（工事注文請書等）の写し
- (2) 補助事業の施工者が発行する請求書の写し又は精算書の写し（工事金額の内訳が記載されているもの。）
- (3) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し
- (4) 補助事業の施工中の状況（隠蔽部のみ）及び工事完了後の状況を示す写真並びに当該写真の撮影位置が分かる書類
- (5) 第14条第2項の道路敷一部現状変更に係る完了検査済証の写し
- (6) 補助事業完了後の道路区域決定図（書類及び電子データ）
- (7) 軽微な変更がある場合は、その内容が分かる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

（補助金等の交付額の決定）

第19条 市長は、前条第1項の実績報告の日から30日以内に条例第19条の規定による交付額を決定するものとする。ただし、同期間内に決定ができない合理的な理由があるときは、当該期間を延長することができる。

（補助金等の請求）

第20条 条例第19条の規定による通知を受けた認定申請者は、当該通知を受けた日から30日以内に密集市街地のこみち改善事業補助金等請求書（第7号様式）により補助金等の請求を行わなければならない。

（概算払分の請求）

第21条 認定申請者は、市長が当該補助事業を実施するために特に必要と認める限りにおいて、条例第21条第2項の規定により補助金の交付予定額を限度に概算払を受けることができる。ただし、第13条に基づく協力金は除く。

- 2 認定申請者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、密集市街地のこみち改善事業補助金概算払請求書（第8号様式）により補助金を請求するものとする。
- 3 第1項の規定により補助金の概算払を受けた認定申請者は、前条の規定により補助金を請求する際に、密集市街地のこみち改善事業補助金等精算書（第9号様式）を市長に提出するものとする。

（交付の決定の取消し）

第22条 市長は、条例第22条第1項各号又は次のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額を変更することができる。

- (1) 認定申請者が第17条第1項の規定による申請を怠ったとき
- (2) 補助対象費用を補助対象事業以外の目的で使用したとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき

- 2 認定申請者から第17条第3項の規定による補助事業の休止又は廃止の報告があったときは、

交付の決定はなかったものとみなす。

(報告)

第23条 市長は、補助事業の実施状況等の確認に必要な限度において、認定申請者又は当該補助事業を実施する者に対し、当該補助事業の実施状況等を報告させることができる。

(適用の除外)

第24条 この要綱は、次に掲げる事業には適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による市長の許可を受けた開発行為を伴う事業
- (2) 国、地方公共団体、又はこれに準ずる団体が行う建築行為を伴う事業
- (3) その他この要綱を適用することが適当でないものとして市長が認めた事業

(工事施工者)

第25条 本要綱に規定する補助対象工事等を施工する者（下請契約を締結する場合は、元請負人又は下請負人のいずれかを指す。）は、本市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者（個人の事業者を含む。）でなければならない。

2 元請負人が本市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者に該当しないときは、当該元請人は建設業法第3条第1項に基づく許可を受けていなければならない。ただし、補助対象工事等が建設業法第2条第1項に定める建設工事に該当しない場合は、この限りではない。

(普及啓発)

第26条 本市は、密集市街地のこみち改善事業の普及啓発を目的として、第15条第3項に規定する補助事業の内容について、個人情報の保護に関して必要な措置を講じたうえで、公開することができる。

(委任)

第27条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局まち再生・創造推進室長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

１ この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

(経過措置)

２ この要綱の施行の日前に優先地区であった紫野学区、聚楽学区、朱一学区、朱二学区及び御室学区は、令和４年３月３１日まで、この要綱において優先地区に該当するものとみなす。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年８月１日から施行する。

別図（第10条第2項第1号関係）

(1) アスファルト・コンクリート舗装の仕様	(2) コンクリート舗装の仕様
(3) 石畳舗装の仕様	(4) インターロッキングブロック舗装の仕様

別表 1（第 12 条第 1 項第 2 号関係）

区分		補助金の額
撤去工事（公共物移設等に伴う撤去を除く）		工事費用 （上限 25 万円）※ 1、※ 4
新設工事		工事費用 （上限 45 万円）※ 2、※ 4
公共物移設等	集水桝の移設（撤去含む）	工事費用 （上限 30 万円（1 箇所あたり））※ 3、※ 4
	給排水工事（撤去含む）	工事費用 （上限 25 万円（1 箇所あたり））※ 3、※ 4
	ガス管工事（撤去含む）	工事費用 （上限 25 万円）※ 3、※ 4
その他市長が必要と認める工事		市長が必要と認める額

※ 1 第 10 条の規定に基づく寄付によりがたい場合は上限 15 万円とする

※ 2 第 10 条の規定に基づく寄付によりがたい場合は上限 35 万円とする

※ 3 第 10 条の規定に基づく寄付によりがたい場合は対象外とする

※ 4 施工規模が著しく大きい場合、支障物が著しく多い場合その他の工事内容が通常想定されるものと著しく異なる場合で、上限を超えることがやむを得ないと市長が認める場合は上限を超えることができる

別表 2（第 12 条第 2 項第 2 号関係）

区分	補助金の額
分筆測量	上限 20 万円
分筆登記	上限 80 万円

別表 3（第 13 条第 3 項関係）

算定式
協力金の額 = 45,000（円）× 寄付面積（㎡） ※ 4 （ただし、申請 1 件につき 8 万円を限度とする） ※ 5

※ 4 第 13 条第 2 項の規定に基づく場合は式内の 45,000 円を 23,000 円と読み替える

※ 5 第 13 条第 2 項の規定に基づく場合は上限 4 万円とする